

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内 閣 府

(内 閣 府 本 府)

不 当 事 項

役 務

- (1) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

- (2) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(15)

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府
	(項)経済財政政策費
	(項)地方創生支援費
	(項)沖縄政策費
	(項)沖縄振興交付金事業推進費
	(組織)地方創生推進事務局
	(項)地方創生推進費
	内閣府及び厚生労働省所管
	年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)(令和7年度以降は、子ども・子育て支援特別会計(子ども・子育て支援勘定))
	(項)子ども・子育て支援推進費
	(項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費
部 局 等	内閣府本府、沖縄総合事務局、8都府県
補助等の根拠	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、予算補助

補助事業者等 (事業主体)	県 2、市 11、区 1、計 14 補助事業者等 (県 1、市 11、区 1、計 13 事業主体)
間接補助事業者 等(事業主体)	1 市
補 助 事 業 等	子どものための教育・保育給付交付金事業、デジタル田園都市国家構 想推進交付金事業、デジタル田園都市国家構想交付金事業等
事業費の合計	55,868,247,668 円
上記に対する国 庫補助金等交付 額の合計	29,955,892,500 円
不当と認める事 業費の合計	175,407,580 円
上記に対する不 当と認める国庫 補助金等相当額 の合計	84,712,729 円

1 補助金等の概要

内閣府（内閣府本府）所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、26 都道府県、314 市区町村及び 5 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、1 県、13 市区、計 14 事業主体が実施した子どものための教育・保育給付交付金事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業、デジタル田園都市国家構想交付金事業等に係る国庫補助金 84,712,729 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

5 件 不当と認める国庫補助金 32,926,413 円

(2) 補助の対象とならないもの

5 件 不当と認める国庫補助金 31,690,316 円

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

3 件 不当と認める国庫補助金 10,306,000 円

(4) 補助の目的を達していなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 9,790,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。